

最近の債権徴収事例

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 主任研究員 税理士 柏木恵

はじめに

本稿では自治体の最新徴収動向として、地方税の徴収、特に搜索について、長崎県平戸市と熊本県嘉島町の事例を紹介する。これまで自治体では搜索はほとんど行われてこなかった。法律上は国税徴収法に則って、徴税吏員として搜索を行うことができるが、市町村のような住民に近い行政機関では、市町村職員自身もその自治体の住民であり、地域に住んでいることから、差押、搜索、公売、換価といった滞納処分をやりにくいという背景があった。特に搜索は一度もやったことがないという自治体職員がたくさんいる。しかし、ここ数年で滞納処分を行う自治体が増えており、徐々に搜索を行う自治体も増えてきた。今回紹介する平戸市は滞納整理班 7 名で松浦市と連携し、平成 21 年度に 70 件、平成 22 年度には 95 件と精力的に搜索を行っている。一方、熊本県嘉島町は御船町、甲佐町、益城町、美里町の 5 町と「近隣町相互職員派遣体制」の協定を結び相互派遣して搜索を行っている。町役場は基本的に人数が少なく、嘉島町も徴収係が 2 名しかいないが、搜索に必要な人数を併任制度によって調達し、嘉島町だけで年間 12 回の搜索を行っている。このように、自治体が自らの課題に気づき、国や県からの強制ではなく、草の根的に近隣の自治体と連携し、人員やノウハウの不足をカバーし合いながら滞納処分を行っているという事例は最近に見られる傾向であり、特にこの 2 つの自治体は今後の自治体運営に参考になるため、本稿で紹介する。

第 1 章 地方税をとりまく現状

地方税をとりまく環境は相変わらず厳しい。平成 20 年に起きたリーマンショックを契機とした世界同時不況のあおりやわが国の景気も影響し税収が伸び悩んできた。さらに今年は東日本大震災や夏からの大雨の影響、また、タイの洪水による自動車産業などの大手企業のダメージなどにより一層厳しい状況にある。このような状況下で地方税の滞納は平成 19 年度以降増加傾向にある。平成 14 年度から平成 18 年度にかけて縮小傾向にあったが、再び増加した。滞納が増加したのは個人住民税である。平成 19 年度は税源移譲が始まった年である。税収のパイが広がった分、滞納も増える可能性があったわけだが、それが現実化した。

自治体全体をみても、税だけでなく、国民健康保険料や介護保険料、保育料、住宅使用料など多くの未収金を抱えている。個人住民税の滞納が増えたということは、何らかの理由で、生活者である住民の生活が変化したとみることができる。そうであれば、国民健康保険料や介護保険料、保育料、住宅使用料なども滞納している可能性は高い。

多額の未収金は財政を悪化させるだけでなく、納付をきちんと行っている住民に対して

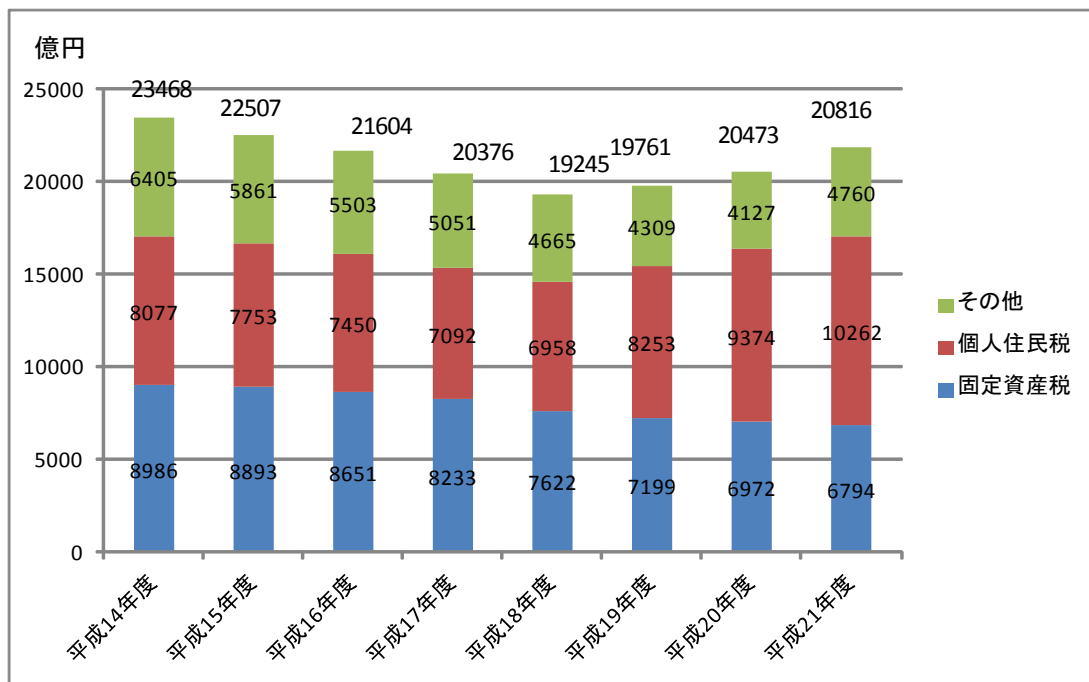
も不公平を生じさせている。このまま不公平な状態が続けば、住民がモラルハザードを起こし、徴収事務自体への支障が出てくることも懸念される。

第2章 地方税の滞納状況

地方税の滞納残高（累積）の推移（図1）をみると、平成14年度の2兆3468億円をピークに平成18年度は1兆9245億円まで減った。しかし、平成19年度には、1兆9761億円と再び増加に転じ、平成21年度は2兆816億円となった。

内訳をみると分かるように、再び滞納額が増えたのは、個人住民税の滞納の増加によるものである。固定資産税やその他に含まれる自動車税や都市計画税、不動産取得税などは減少しているにもかかわらず、個人住民税の滞納額が大きく増えている。増加の理由は、平成19年度から始まった所得税から個人住民税への税源移譲である。税源移譲は地方税収の拡大をもたらすが、同時に滞納増加の危険性も併せ持つ。つまり、税源移譲によって自主財源というパイは広がったが、自助努力によって財源を確保する必要性も大きくなったということである。

図1 地方税の滞納残高（累積）の推移



出所：総務省資料より筆者作成。

表1は税源移譲前後の個人住民税の滞納状況について示したものである。注目してほしいのは滞納残高と滞納率である。平成18年度は7.37%で、滞納額は6953億円である。平成19年度は6.49%であるが、滞納額は8253億円もある。平成20年度も7.06%であるが、

滞納額は 9163 億円もある。平成 21 年度には 1 兆 262 億円まで増えている。これからは滞納率ではなく滞納額をしっかりとみる必要がある。滞納率が低くても、滞納額は増えていることがある。税収のパイが増えたことによって、以前よりも 1 %の重みが大きくなっている。

表 1 税源移譲前後の個人住民税の滞納状況 単位：億円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
滞納残高(地方税全体)	19,245	19,761	20,473	20,816
うち個人住民税分	6,953	8,253	9,374	10,262
うち個人住民税分(%)	36.13%	41.76%	45.80%	49.30%
個人住民税の調定額	94,385	127,206	132,830	132,210
個人住民税の収入額	87,429	118,952	123,455	121,949
個人住民税調定額に対する滞納率	7.37%	6.49%	7.06%	7.76%

出所：総務省資料より筆者作成。

第 3 章 自治体の徴収努力と課題

平成 14 年度から平成 18 年度の徴収の回復期には、景気回復の影響もさることながら、その間、①電子申告、②コンビニ収納、マルチペイメントネットワークによる電子収納、クレジット収納といった収納チャネルの拡大、③インターネット公売の導入、④電話催告や文書催告、臨戸などの部分的な民間委託など、主に国や民間企業主導のインフラを中心とした方法や、⑤自治体における税・料の公金一括徴収、⑥一部事務組合・広域連合・任意組織などの滞納整理機構による共同徴収などの自治体主導によるものなど、徴収率を上げるべく自治体は取り組みを行ってきたことが大きく影響している。平成 21 年度の総務省の調査によれば、都道府県 44 団体、市区町村 378 団体がコンビニ収納を行い、マルチペイメントネットワークによる収納は、都道府県 16 団体、市区町村 21 団体が導入している。クレジット収納は都道府県 8 団体、市区町村 18 団体が実施している。インターネット公売も都道府県 39 団体、市区町村 388 団体が行っている。民間委託については、電話による自主納付の呼びかけが、都道府県 10 団体、市区町村 71 団体、臨戸訪問が市区町村 11 団体である。一部事務組合・広域連合・任意組織を組織し共同徴収を行っている自治体は 24 団体である。その他、地方税法第 48 条に則った市町村からの引き継ぎは 49 都道府県中 41 団体が行っている。

このように自治体は数々の徴収努力を行っているが、差押や搜索、公売、換価などの滞納処分や延滞金徴収を行っていない自治体も数多く存在する。電子申告や収納チャネルの拡大、民間委託、滞納整理機構、インターネット公売といった主なインフラは既に整っている。今後はこのようなインフラを活用しながら、滞納処分や延滞金徴収をきちんと行うことが課題である。

第 4 章 長崎県平戸市の事例

長崎県平戸市は 26 名で税務業務を行っている。そのうち滞納整理班は 7 名である。平戸市の徴収実績は表 1 のとおりである。平戸市は平成 20 年度から積極的に搜索を始め、平成 20 年度の 19 件を皮切りに、平成 21 年度は 70 件、平成 22 年は 95 件も行っている。表 2 の市税の収納率をみると、平成 20 年度の 89.78%に対して、平成 21 年度は 92.28%と 2.5%も増え、特に繰越分は平成 20 年度の 12.2%から平成 21 年度の 22.53%と増えている。

表 2 平戸市の徴収状況 (単位：千円、件)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市税	調定額	2,869,228	3,128,919	3,273,465	3,071,831	2,956,840
	収納率	89.54%	89.39%	89.78%	92.28%	92.80%
うち現年分	調定額	2,603,283	2,847,550	2,961,130	2,837,524	2,740,933
	収納率	97.62%	97.37%	97.96%	98.04%	97.91%
うち繰越分	調定額	265,945	281,369	312,335	234,307	215,907
	収納率	10.51%	8.65%	12.20%	22.53%	27.82%
国民健康保険税	調定額	1,639,081	1,633,231	1,413,642	1,290,011	1,212,800
	収納率	77.47%	76.94%	74.85%	78.37%	80.67%
介護保険料	調定額	87,711	61,777	61,062	48,455	41,529
	収納率	87.80%	81.30%	81.70%	85.90%	88.90%
後期高齢者医療 保険料	調定額			59,479	63,428	49,042
	収納率			95.38%	97.31%	97.71%
搜索件数		0	0	19	70	95

注 1：後期高齢者医療制度は平成 20 年 4 月から施行。

注 2：介護保険料と後期高齢者医療保険料は普通徴収現年分のみ。

資料：平戸市（2011）26-28 頁、37-38 頁。

平戸市は現在、長崎県地方税回収機構の県北 G2 グループに属し、松浦市と協力して搜索を行っている。平戸市が滞納整理に力を入れるようになったきっかけは、平成 17 年 10 月に生月町、田平町、大島村との市町村合併があり、平成 18 年 3 月に『財政危機宣言』が発表されたのが発端である。平成 19 年 3 月に『行政改革実施計画（集中改革プラン）』、『財政健全化計画』が策定され、同年 10 月に税務課において『平戸市納税推進計画』が策定された。平成 20 年 3 月には『平戸市債権管理条例』が策定された。その間、税務課納税班は県内外の自治体を視察し、勉強を重ね、平成 20 年度からタイヤロック（平成 20 年度実績 44 件）を開始、平成 20 年の夏から搜索やインターネット公売も含めた本格的な滞納処分を開始した。平成 21 年 4 月に税務課内に滞納対策室ができ（平成 22 年 4 月に滞納整理班に名称を変更）、『納税推進行動計画』を策定する。長崎県地方税回収機構も同時期に設置され、長崎県と松浦市との徴税吏員併任が発令され、現在に至る。なお、平成 18 年 3 月に出された『財政危機宣言』は平成 21 年 9 月に解除された。

平戸市の特徴は、第一に、搜索件数の多さである。長崎県と松浦市からそれぞれ 1 名ずつ応援があるものの、滞納整理班 7 名と他部署からの応援をあわせて毎回 12-15 名の体制を作るのは大変である。しかも当然松浦市にも 1 名応援を出している。搜索は実際に体験しないと頭で考えているだけでは動けない。そこで平戸市は職員の肩書にかかわらず、職

員全員に搜索のリーダーを持ち回りで務めてもらっている。第二に、滞納者が希望した場合にファイナンシャルプランナーを紹介していることである。第三に、心構えである。平戸市は「東京都や熊本県、横浜市などの先進自治体の真似をしているだけ」と謙遜するが、一番重要なのは、素直に取り入れて実行してみるということである。その点平戸市はフットワークが軽い。このような特徴のある平戸市がどのように滞納整理・滞納処分を行っているか、個々にみていく。

督促状は印刷、引き抜き、発送すべて平戸市が行う。文書催告は「催告書」、「納税催告書（警告）」、「差押事前通知（警告）」、「差押予告書」の4段階であるが、財産を見つけた場合は「催告書」の後、「差押予告書」を出すこともある。ちなみに電話催告と臨戸徴収は平成20年4月以降行っていない。文書催告以外に主に行っているのは、自動車のタイヤロックや搜索である。搜索の対象の選定は高額順と担当者の判断による。財産調査は、平成23年度から地方銀行に電子データで照会できるようになった。これまで、回答に2週間ほどかかっていたが、現在では3日程度と短くなった。福岡貯金事務センターには月に一度紙ベースで照会している。生命保険については、生命保険協会に週に一度問い合わせしている。その他の機関については各担当が行っている。公売はインターネット公売、期間入札及び他市町との合同公売会を行っているが、不動産公売は行っていない。

また、滞納者が再び滞納することを防止するために、滞納者が希望した場合に限り、ファイナンシャルプランナーを紹介することも行っている。これは、滞納者が希望し、同意書提出後に平戸市がファイナンシャルプランナーを紹介するという仕組みであり、ファイナンシャルプランナーは平戸市と守秘義務契約を結んで、滞納者の相談にのっている。必要に応じて具体的なライフプランなども提供している。

表3は市税・国保の滞納整理・滞納処分の実績であるが、大きな効果が出ている。平成20年度以降、滞納繰越が件数、金額ともに減っており、平成18年度と平成22年度を比較すると約4割も減っている。その分、滞納処分額は増えている。こちらも平成20年度以降大きく増えており、平成18年度と平成22年度を比べると4倍にも増えている。差押については、平成18年度から10倍近くも増えており、なかでも債権のウェイトが大きい。延滞金についても、平成20年度から、きちんと取るようになり、金額にして、平成18年度から12倍にも増え、平成22年度では1123万円にも及ぶ。積極的な滞納整理・滞納処分の活動により、不納欠損額は平成20年度をピークに下がり続けている。

平戸市の今後の課題は、第一に、担当者の異動によってノウハウが途切れてしまうことである。第二に、異動してきた職員のモチベーションを上げることである。平成20年度当時の職員は搜索やタイヤロックを始める前後を経験しているため、その効果を実感しているが、最近の異動者はその方法が当然となっているためモチベーションが上がりにくい。そこで研修に参加させ、他自治体との交流を図るようにしている。その他には一層の納税教育や市外・県外との情報連携を挙げている。

表3 市税および国保の滞納処分実績

(単位：円、件)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
滞納繰越	件数	31,275	29,118	23,174	22,935	18,742
	金額	630,059,401	658,083,072	512,972,612	481,980,816	396,877,729
	前年比	6.0%	4.4%	△22.1%	△6.0%	△17.7%
滞納処分類		115,544,233	67,171,393	324,797,878	411,783,191	463,679,110
滞納処分件数	交付要求	38	33	30	43	45
差押	全体	178	212	746	944	1,414
	債権	137	201	637	796	1,256
	動産	0	0	37	101	121
	不動産	41	10	28	9	11
	自動車等	0	1	44	38	26
延滞金	件数	373	316	1,052	1,816	1,370
	金額	918,562	999,271	6,192,760	9,768,650	11,233,721
不納欠損	件数	667	3,161	2,717	699	906
	金額	39,279,837	50,503,943	177,268,899	34,289,556	50,649,667

資料：平戸市（2011）26-28頁、37-38頁。

第5章 熊本県嘉島町の事例

熊本県嘉島町は課長1名、課税係4名、徴収係2名の計7名で税務業務を行っている。嘉島町の徴収実績は表4のとおりである。

表4 嘉島町の徴収実績

(単位：円)

		平成21年度		平成22年度	
		現年	繰越	現年	繰越
町税	調定額	1,447,330,334	59,398,600	1,425,035,696	58,126,893
	収納率	98.74%	22.36%	99.10%	23.34%
国民健康保険税	調定額	226,760,000	59,995,745	229,560,700	57,169,956
	収納率	94.35%	15.74%	94.71%	14.65%
介護保険料	調定額	85,139,910	961,100	85,652,290	1,001,980
	収納率	99.33%	26.93%	99.36%	11.57%
後期高齢者医療保険料	調定額	61,234,000	524,600	61,453,200	443,600
	収納率	99.81%	34.41%	98.93%	30.46%

出所：嘉島町資料。

嘉島町は、平成22年から御船町、甲佐町、益城町と「近隣町相互職員派遣体制」を作り、持ち回りで捜索を行っている。対象は町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・入湯税）のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料である。

導入のきっかけは、熊本県が、税源移譲に伴う個人住民税の滞納額の増加を懸念し、自治体の徴収強化を図るため、平成20年度から行われていた「熊本県地方税収特別対策室」に嘉島町が平成21年度から参加したことである。「熊本県地方税収特別対策室」は、熊本県税事務所次長が室長となり、平成21年度は、県職員7名、11市町から派遣された職員13名が県職員身分を付与され、5人1組の4班体制を作り捜索を行った。週1回、5名の班員に熊本県職員、捜索対象の自治体職員あわせて10名体制で1日2件の捜索を行った。

この取り組みは平成 21 年度で解散することが決まっており、その後をどのようにするか悩んだ嘉島町は平成 21 年の秋から御船町、甲佐町、益城町に声をかけ、相互職員派遣（併任徴収）制度を作ることにした。町同士の併任徴収は前例がなく、総務省や熊本県に相談しながら制度を設計した。まず問題となったのは、多くの自治体が行っている一部事務組合や広域連合、任意組織の滞納整理機構とは違う形にしたいということであった。予算がなく、人員もいないため、どこかに事務所を設置するということは選択肢になく、各自治体から負担金を出す余裕もない。そこで協定を結び、費用は各自負担とすることになった。協定書は熊本県地方税収特別対策室の際に県と結んだ協定書を参考にした。また、公務災害の扱いをどうするかという話もあった。公平を期すには、各町でみることにした。たとえば嘉島町の職員が御船町内の搜索で怪我をした場合は、嘉島町が費用を負担することになる。

このように紆余曲折しながら、嘉島町、御船町、甲佐町、益城町は、平成 22 年 4 月から相互職員派遣を開始し、平成 22 年 8 月から美里町も加わり 5 町体制となった。

嘉島町の滞納処分実績は表 5 のとおりである。「熊本県地方税収特別対策室」を行う前の嘉島町は、搜索は全く行っておらず、差押をしても公売・換価をすることはない状況であった。しかし今では、搜索はもちろん、差押をしたのち公売・換価まで行うようになった。平成 21 年度は搜索が 24 件、預貯金差押が 308 件、動産差押が 625 件、徴収額は 644 万円にも上った。導入当初は実績を作りやすいが、平成 22 年度も搜索 12 件、動産 256 件、徴収額は 86 万円と健闘している。

表 5 嘉島町の滞納処分実績

	平成21年度	平成22年度
家宅搜索	24件	12件
預貯金差押	308件	21件
給与差押	1件	0件
動産差押	625件	256件
インターネット公売	5回	6回
単独公売	3回	0回
合同公売	4回	4回
取立額	6,443,615円	863,243円

出所：嘉島町資料

相互職員派遣による搜索の進め方であるが、年間スケジュールは、その年の幹事自治体が各町に年間 12 回程度、搜索できるように設定する。搜索当日までは各町と電話で連絡をとり、当日朝に該当の町役場に集まり打ち合わせを行った後に搜索に行く。前述のとおり費用負担は各町である。現在、各町とは IT システムで情報は連携されておらず、やり取りは専ら電話か紙である。また、職員の知識向上のため、研修制度も持ち回りでやっている。

滞納整理の段階は各町単独で行うが、嘉島町の場合、督促状も催告書も既定用紙を使用

し、たまに既定用紙にメモをつけることがあるが、手書き催告は行っていない。電話催告は通常時間のほかに、2週間に一度夜間に2名体制で行っている。預金調査は必要に応じて行っている。公売はインターネットのほか、体育館等で単独もしくは合同で行っている。

この制度を導入したことにより、職員が自覚を持ち、自信をもって業務に従事できるようになった。また、搜索を始めてから、町民から「うちは滞納していないだろうか」といった問い合わせがくるようになった。町民に納税意識が芽生えてきた証拠である。最近では阿蘇郡、玉名郡もこの制度を導入し、県外からも問い合わせがある。

嘉島町の今後の課題として、嘉島町は徴収基盤を根本から変える必要があると考えている。第一に、滞納者に納税意識を持たせ、二度と滞納しないようにすることである。滞納は収入の少なさからくる。次に滞納しないように相談にのり、多重債務の場合などは、専門家を斡旋することもある。第二に、確実に徴収を行うために、住民税の特別徴収の啓発を行うことに力を入れている。

おわりに

本稿では自治体の最新徴収動向として、長崎県平戸市と熊本県嘉島町の事例を紹介した。この2市町は、自治体が自らの課題に気づき、国や県からの強制ではなく、草の根的に近隣の自治体と連携し、人員やノウハウの不足をカバーし合いながら積極的に滞納処分を行っている。小さな自治体でも近隣と連携し、積極的に搜索や延滞金徴収などを行えば、成果が出るという好例である。

まず言えることは、自治体の状況が税源移譲によって変わったということだ。自主財源が増えたということは、これまで以上に自力で徴収をしなければ税収確保は難しいということである。これは自立へのチャンスである。今までのように差押をしなかったり、差押をしたとしても換価しなかったり、延滞金を徴収しなかったりすれば、自立のチャンスを潰し、財政は悪化する一方である。

また、個人住民税の滞納が増えたということは、昨今の経済状況により、その他の生活にまつわる国民健康保険料や介護保険料、住宅使用料、保育料といったものも滞っている可能性が高い。

今こそ基本に立ち返り、自治体の実情に沿った形で徴収方法を選び、搜索や延滞金徴収を含めた滞納整理・滞納処分を積極的に行う必要がある。

参考文献

総務省（2010）『地方税の収納・徴収対策等に係る調査(概要)』平成21年12月。

長崎県平戸市（2011）『平成23年度税務概要』。